

〔2〕研究指導スケジュールと研究指導概要

A. 博士課程後期

博士課程後期においては、博士論文の提出にあたって、論文数の基準が定められている。

・3編以上

関連する学会等審査付筆頭論文1編以上

その他の論文(総説、紀要、著書等)

修士課程と同様、指導教員を含む複数の指導教員による指導がなされる。研究情報発信の経験と知識を積むために学会への参加は、修士課程に引き続き奨励される。なお、以下の論文指導スケジュールは、学生の専門分野や研究の進捗状況によって異なるため変動的である。

年次	内容	研究指導概要
1年次		
4月	オリエンテーション	・新入生に対し、博士論文取得・申請までの手続き・要項等の書類を配布 ・3ポリシー(学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入方針)の説明を含め指導
6月～	研究計画書の提出 指導教員に対して、研究の進捗状況などを随時報告し、指導を受ける。 履修(論文執筆)指導計画の確認 中間発表会参加	・研究指導体制・指導計画の確定 ・研究の進捗状況等の報告を随時受け研究指導を行う。 ・履修(論文執筆)指導計画書の見直し
2年次		
4月～2月	研究テーマ・内容の確認と決定 指導教員に対して、研究の進捗状況などを随時報告し、指導を受ける。	・博士論文執筆の進捗状況の確認及び研究指導 ・研究の進捗状況等の報告を随時受け研究指導を行う。
6月	中間発表会	
3年次		
4月～	博士論文執筆 資格審査書類作成	・博士論文執筆の進捗状況の確認及び研究指導
6月～10月	博士論文予備審査	・指導教員主導のもと予備審査を行う。 ・専攻の学位授与方針と研究科の学位論文審査基準に照らし予備審査を行い、問題点等を指摘及び指導する。 ・専攻会議にて予備審査結果の報告を行う。 ・指摘された問題点等をふまえて、主として指導教員が研究指導を行う。指導は「学位授与方針と学位論文審査基準の連関」に基づき実施する。
11月上旬	資格審査書類提出	・資格審査委員会開催
11月下旬	資格審査委員会開催	・提出書類及び主査の説明にて資格の確認
11月末日	本審査書類提出	
12月初旬	博士論文提出／博士学位申請受理	・学位審査委員会の設置(主査1名・研究科担当の教員2名～)
12月～1月	論文審査委員会開催	・博士論文の審査
2月	公開口頭発表会開催 研究科委員会において審査結果報告、学位授与審議	・公開口頭発表会の実施 ・「学位授与方針と学位論文審査基準の連関」に基づき審査を行ったことの確認、博士学位授与の決定
3月	学位(博士)授与	

※上記は3月学位授与のケースであり、状況により内容及び時期等を変更する場合がある。

(1) 論文審査手続き

[博士論文]

<資格審査>

(提出資格)

研究科に在学中で、在学期間が当該年度末までに3年以上となり、所定の単位を修得又は修得見込みで、かつ必要な研究指導を受け、あらかじめ資格審査委員会で審査を受けた者。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者について、資格審査委員会で審査を受け、研究科委員会が認めた場合には、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(提出期限)

4月中旬, 11月初旬

(提出書類)

資格審査申請書 (本学所定用紙)

学位申請論文の概要書

論文目録 (本学所定用紙)

上記論文目録のうち主要な研究論文数編

履歴書 (研究歴を含む) (本学所定用紙)

修得単位数 (成績証明書)

<本審査>

(提出資格)

博士課程後期に在学し, 必要な研究指導を受けた者。資格審査に合格した者。

(提出期限)

4月下旬または11月下旬。

(提出書類)

学位申請書 (本学所定用紙)	1部
学位申請論文	正1部・副3~6部
学位申請論文概要書 和文	正1部・副3~6部
学位申請論文概要書 英文	正1部・副3~6部
論文目録 (本学所定用紙)	正1部・副3~6部
履歴書 (研究歴を含む) (本学所定用紙)	正1部・副3~6部
研究業績一覧 (本学所定用紙)	正1部・副3~6部
同意書 (学位論文を構成する既刊の研究論文に共同研究者がいる場合)	1部

※副の部数は審査員の人数に応じる。

(論文の審査)

研究科委員会は, 研究科委員長に学位論文の提出があったときは, 論文審査及び最終試験を行うために, 論文提出者ごとに論文審査委員会を設置する。

(1) 論文審査委員会の構成

審査委員会は, 次に掲げる研究科担当の教員3名以上の委員をもって組織する。

①指導教員

②学位論文に関係の深い学術領域の教員2名以上

③上記のほか, 研究科委員会は審査のため必要と認めるときは, 当該若しくは他研究科担当の教員又は学部・他大学の教員等を委員に加えることができる。

(2) 研究科委員会は, 第1項の審査委員のうち1名を主査として指名する。

(3) 主査は, 当該委員会を招集し, その議長となる。

(4) 審査委員の任期は, 研究科委員会が学位の授与の可否を決定する日までとする。

(5) 論文審査委員会は論文提出者に, 論文の内容に対し説明及び修正 (実験系では再実験等) を求めることができる。

(最終試験)

(1) 最終試験は, 学位論文を中心としてこれに関連する分野について口頭又は筆記で行い, 学力の確認をする。ただし, 論文提出者の学歴, 業績などに基づいて, 学力の確認を行い得る場合は試問の一部又は全部を省略することがある。

(2) 論文提出者が, 既に必要な在学期間及び単位を満たしているときは, 論文審査及び最終試験の期間において在籍していることを要しない。

最終試験として, 博士論文の公開口頭発表会を2月中旬に開催し, 学位論文の内容に関する口頭発表を行う。そこでは, 発表内容に関する質疑を行うとともに, 関連する専攻分野の知識についても試問する。また, 問題設定のありかた, 分析結果および考察について論理的に説明する力や表現力についても評価する。必要に応じて筆頭試問を合わせて行うこともできる。

(審査結果の判定)

- (1) 最終試験の後、所属各専攻の審査を経て、研究科委員会において学位を授与することの可否に関する審査を行う。
- (2) 審査委員会は、2000字程度の論文審査結果報告書を研究科委員会に提出する。
- (3) 研究科委員会への審査結果の報告は原則として審査委員長（主査）が行う。
- (4) 学位を授与することの可否に関する審査は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。この際の議決は無記名投票とする。

博士論文の可否は、論文主査および副査による評価を踏まえ、専攻会議で審議して決定する。専門知識、課題設定能力、問題解決能力、表現力、説明力を身につけているかなどを中心に、学位授与方針に基づく達成度を踏まえ、可否の判定を行う。専攻会議での決定を踏まえて、課程修了の可否を、研究科委員会で審議し、決定する。

(2) 論文審査基準

[博士論文]

博士論文の審査及び最終試験の試問により、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有しているかを審査する。なお、博士論文は各研究科の学位論文審査基準（大学院要覧 28 頁以降参照）に従って審査される。

生活環境学専攻

〔2〕研究指導スケジュールと研究指導概要

A. 博士課程後期

博士課程後期においては、博士論文の提出にあたって、論文数の基準が定められている。

・3編以上

関連する学会等審査付筆頭論文1編以上

その他の論文(総説, 紀要, 著書等)

修士課程と同様、指導教員を含む複数の指導教員による指導がなされる。研究情報発信の経験と知識を積むために学会への参加は、修士課程に引き続き奨励される。なお、以下の論文指導スケジュールは、学生の専門分野や研究の進捗状況によって異なるため変動的である。

年次	内容	研究指導概要
1年次		
4月	オリエンテーション	・新入生に対し、博士論文取得・申請までの手続き・要項等の書類を配布 ・3ポリシー(学位授与方針, 教育課程編成方針, 入学者受入方針)の説明を含め指導
6月～	研究計画書の提出	・研究指導体制・指導計画の確定
	指導教員に対して、研究の進捗状況などを随時報告し、指導を受ける。	・研究の進捗状況等の報告を随時受け研究指導を行う。
	履修(論文執筆)指導計画の確認	・履修(論文執筆)指導計画書の見直し
	中間発表会参加	
2年次		
4月～2月	研究テーマ・内容の確認と決定	・博士論文執筆の進捗状況の確認及び研究指導
	指導教員に対して、研究の進捗状況などを随時報告し、指導を受ける。	・研究の進捗状況等の報告を随時受け研究指導を行う。
6月	中間発表会	
3年次		
4月～	博士論文執筆 資格審査書類作成	・博士論文執筆の進捗状況の確認及び研究指導
6月～10月	博士論文予備審査	・指導教員主導のもと予備審査を行う。 ・専攻の学位授与方針と研究科の学位論文審査基準に照らし予備審査を行い、問題点等を指摘及び指導する。 ・専攻会議にて予備審査結果の報告を行う。 ・指摘された問題点等をふまえて、主として指導教員が研究指導を行う。指導は「学位授与方針と学位論文審査基準の連関」に基づき実施する。
11月上旬	資格審査書類提出	・資格審査委員会開催
11月下旬	資格審査委員会開催	・提出書類及び主査の説明にて資格の確認
11月末日	本審査書類提出	
12月初旬	博士論文提出／博士学位申請受理	・学位審査委員会の設置(主査1名・研究科担当の教員2名～)
12月～1月	論文審査委員会開催	・博士論文の審査
2月	公開口頭発表会開催	・公開口頭発表会の実施
	研究科委員会において審査結果報告, 学位授与審議	・「学位授与方針と学位論文審査基準の関連」に基づき審査を行ったことの確認, 博士学位授与の決定
3月	学位(博士)授与	

※上記は3月学位授与のケースであり、状況により内容及び時期等を変更する場合がある。

(1) 論文審査手続き

[博士論文]

<資格審査>

(提出資格)

研究科に在学中で、在学期間が当該年度末までに3年以上となり、所定の単位を修得又は修得見込みで、かつ必要な研究指導を受け、あらかじめ資格審査委員会で審査を受けた者。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者について、資格審査委員会で審査を受け、研究科委員会が認めた場合には、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(提出期限)

4月中旬, 11月初旬

(提出書類)

資格審査申請書 (本学所定用紙)
学位申請論文の概要書
論文目録 (本学所定用紙)
上記論文目録のうち主要な研究論文数編
履歴書 (研究歴を含む) (本学所定用紙)
修得単位数 (成績証明書)

<本審査>

(提出資格)

博士課程後期に在学し、必要な研究指導を受けた者。資格審査に合格した者。

(提出期限)

4月下旬または11月下旬。

(提出書類)

学位申請書 (本学所定用紙)	1 部
学位申請論文	正 1 部・副 3～6 部
学位申請論文概要書 和文	正 1 部・副 3～6 部
学位申請論文概要書 英文	正 1 部・副 3～6 部
論文目録 (本学所定用紙)	正 1 部・副 3～6 部
履歴書 (研究歴を含む) (本学所定用紙)	正 1 部・副 3～6 部
研究業績一覧 (本学所定用紙)	正 1 部・副 3～6 部
同意書 (学位論文を構成する既刊の研究論文に共同研究者がいる場合)	1 部

※副の部数は審査員の人数に応じる。

(論文の審査)

研究科委員会は、研究科委員長に学位論文の提出があったときは、論文審査及び最終試験を行うために、論文提出者ごとに論文審査委員会を設置する。

(1) 論文審査委員会の構成

審査委員会は、次に掲げる研究科担当の教員 3 名以上の委員をもって組織する。

①指導教員

②学位論文に関係の深い学術領域の教員 2 名以上

③上記のほか、研究科委員会は審査のため必要と認めるときは、当該若しくは他研究科担当の教員又は学部・他大学の教員等を委員に加えることができる。

(2) 研究科委員会は、第 1 項の審査委員のうち 1 名を主査として指名する。

(3) 主査は、当該委員会を招集し、その議長となる。

(4) 審査委員の任期は、研究科委員会が学位の授与の可否を決定する日までとする。

(5) 論文審査委員会は論文提出者に、論文の内容に対し説明及び修正 (実験系では再実験等) を求めることができる。

(最終試験)

(1) 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する分野について口頭又は筆記で行い、学力の確認をする。ただし、論文提出者の学歴、業績などに基づいて、学力の確認を行い得る場合は試問の一部又は全部を省略することがある。

(2) 論文提出者が、既に必要な在学期間及び単位を満たしているときは、論文審査及び最終試験の期間において在籍していることを要しない。

最終試験として、博士論文の公開口頭発表会を 2 月中旬に開催し、学位論文の内容に関する口頭発表を行う。ここでは、発表内容に関する質疑を行うとともに、関連する専攻分野の知識についても試問する。また、問題設定のありかた、分析結果および考察について論理的に説明する力や表現力についても評価する。必要に応じて筆頭試問を合わせて行うこともできる。

(審査結果の判定)

- (1) 最終試験の後、所属各専攻の審査を経て、研究科委員会において学位を授与することの可否に関する審査を行う。
- (2) 審査委員会は、2000字程度の論文審査結果報告書を研究科委員会に提出する。
- (3) 研究科委員会への審査結果の報告は原則として審査委員長（主査）が行う。
- (4) 学位を授与することの可否に関する審査は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。この際の議決は無記名投票とする。

博士論文の可否は、論文主査および副査による評価を踏まえ、専攻会議で審議して決定する。専門知識、課題設定能力、問題解決能力、表現力、説明力を身につけているかなどを中心に、学位授与方針に基づく達成度を踏まえ、可否の判定を行う。専攻会議での決定を踏まえて、課程修了の可否を、研究科委員会で審議し、決定する。

(2) 論文審査基準

[博士論文]

博士論文の審査及び最終試験の試問により、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有しているかを審査する。なお、博士論文は各研究科の学位論文審査基準（大学院要覧 28 頁以降参照）に従って審査される。